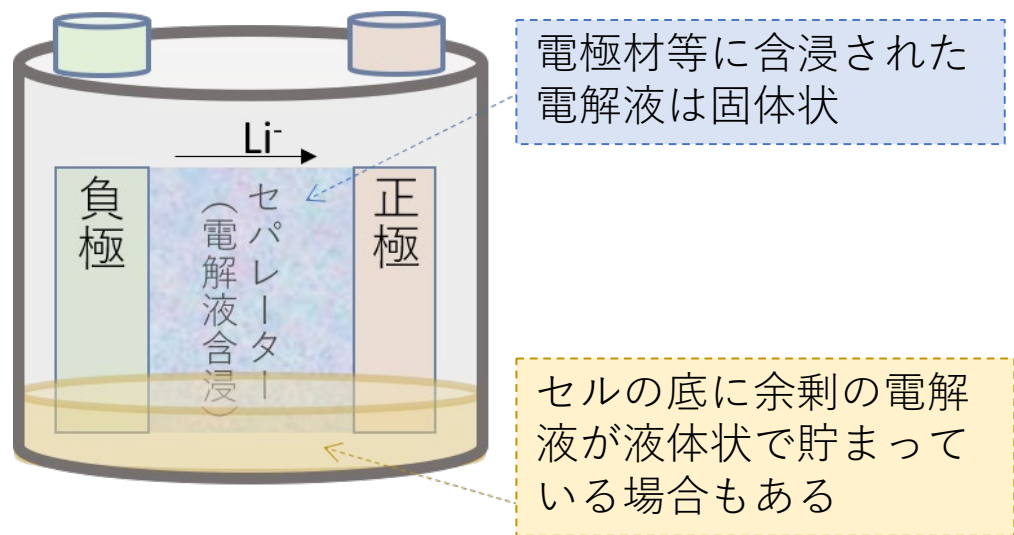


リチウムイオン蓄電池の電解液の危険物 としての取扱い

1 要望内容

要望⑤：リチウムイオン蓄電池の電解液含浸部のカウントの見解統一及び自治体への周知

⇒ リチウムイオン蓄電池の電解液については、それ自体は引火性液体（第4類の危険物）に該当するものの、電極材やセパレーターに含浸（染みこむこと）され、固体状となっているものがある。



リチウムイオン蓄電池の電解液が含浸している状態のイメージ

電解液を含浸した電極材等については、危険性に応じた取扱いを検討する。